

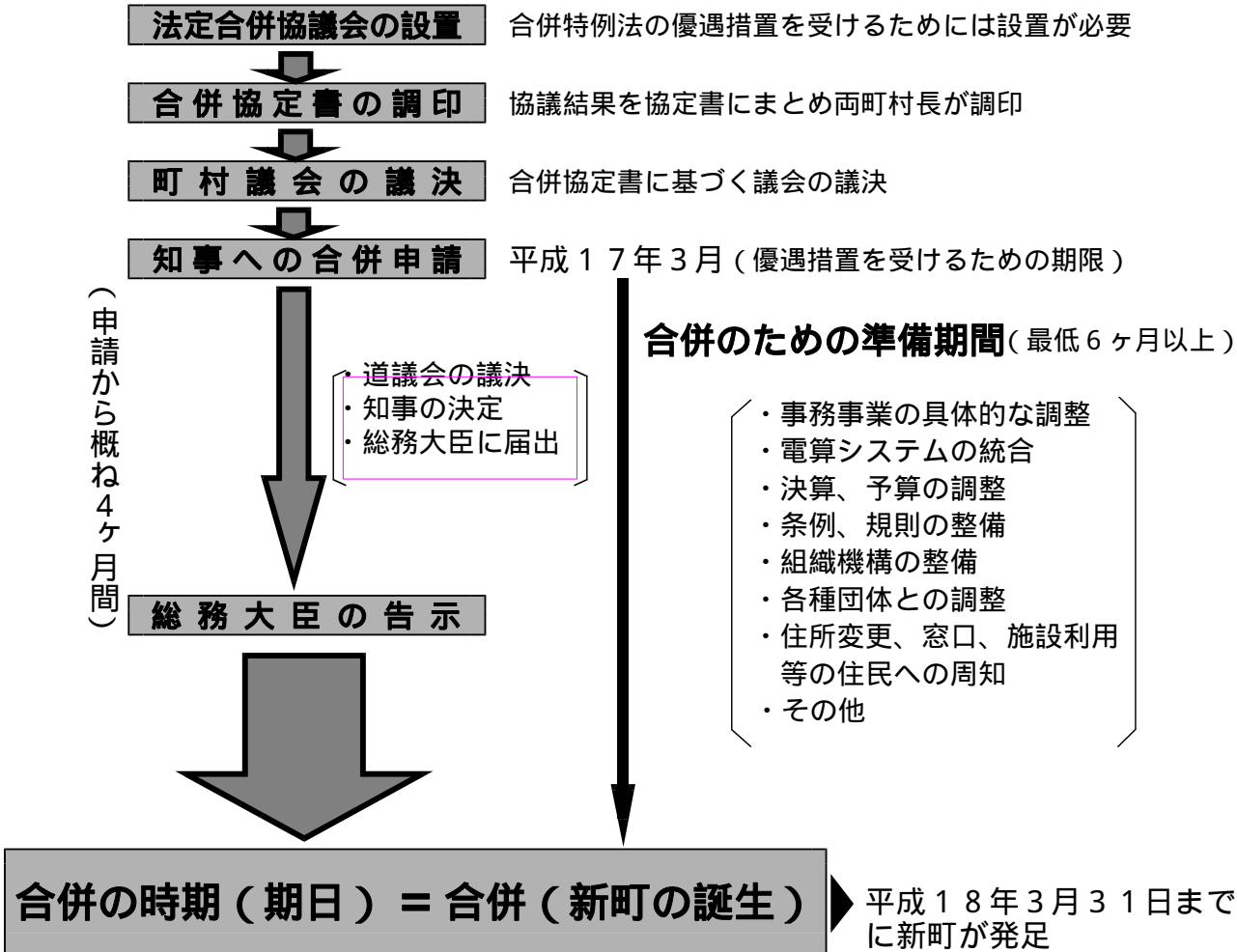
## 合併の時期（期日）について

合併するためには、両町村の議会における議決を経てから、道知事への合併申請、道議会での議決、知事の合併決定、総務大臣への届出（道知事）総務大臣による官報告示などと、様々な手続きが定められており、相当の日数を要することから、この点を十分に考慮して合併時期（期日）を定める必要があります。

また、合併時期（期日）決定のポイントは、住民との意見交換及び合意形成に要する期間、住民生活への影響、合併時に予定される事務事業又は公的行事との関係、協議会における協議の進捗状況、町村長及び議会議員の任期、合併時の事務処理・引継ぎの利便性等を総合的に勘案して判断し、時期を定めることが望ましいとされています。

なお、本協議会の設立時において両町村長や両町村議会正副議長により、「現行の合併特例法が適用される期間内」に最大限留意することで合意がなされているところです。

### 合併の手続きについて



以上のことを総合的に判断すると合併時期（期日）は、合併特例法が適用される期限や合併準備に要する期間約6ヵ月等を考慮し、平成17年10月から平成18年3月までの期間内に設定することが適当と考えられます。